

特定口座約款

第1条（約款の趣旨等）

(1)この約款は、租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定により、お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡もしくは当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるためにマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される特定口座に係る振替口座簿への記載又は記録、特定口座における上場株式等の保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）及び信用取引等に係る上場株式等の譲渡について、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号及び第3号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。当社は、この約款に従って上場株式等保管委託契約及び上場株式等信用取引等契約をお客様と締結いたします。

(2)この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- ①特定口座租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。
- ②上場株式等租税特別措置法第37条の11の3第2項各号に定める上場株式等をいいます。
- ③特定口座内保管上場株式等租税特別措置法第37条の11の3第1項に定める特定口座内保管上場株式等をいいます。
- ④信用取引等租税特別措置法第37条の11の3第2項に定める信用取引等をいいます。
- ⑤上場株式等保管委託契約租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に定める上場株式等保管委託契約をいいます。
- ⑥上場株式等信用取引等契約租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に定める上場株式等信用取引等契約をいいます。
- ⑦特定保管勘定租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に定める特定保管勘定をいいます。
- ⑧特定信用取引等勘定租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に定める特定信用取引等勘定をいいます。
- ⑨源泉徴収選択口座租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書が提出された特定口座をいいます。
- ⑩上場株式等の配当等租税特別措置法第8条の4第1項各号に掲げる上場株式等の配当等をいいます。
- ⑪源泉徴収選択口座内配当等上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられた上場株式等の配当等をいいます。
- ⑫上場株式配当等受領委任契約租税特別措置法第37条の11の6第4項第1号に定める上場株式配当等受領委任契約をいいます。
- ⑬特定上場株式配当等勘定租税特別措置法第37条の11の6第4項第2号に定める上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。
- ⑭金融商品取引業者等租税特別措置法第37条の11の3第3項1号に定める金融商品取引業者等をいいます。

第2条（特定口座の申込方法）

(1)お客様が当社に特定口座の設定を申し込まれる際には、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出していただきます。その際、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提出し、ご氏名、生年月日及びご住所等につき確認を受けていただくことになります。

(2)お客様は、前項の申込みの際には、特定保管勘定及び特定信用取引等勘定をあわせて設定していただくことになります。

(3)お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（以下「特定口座内保管上場株式等の譲渡等」といいます。）による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡等については、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに源泉徴収を選択しない旨のお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとしたします。

(4)お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

第4条（特定信用取引等勘定における処理）

信用取引等による上場株式等の譲渡又は当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行います。なお、当該勘定においては、特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみ処理いたします。

第5条（特定口座を通じた取引）

(1)特定口座を開設されたお客様が当社との間で行う上場株式等の取引（信用取引等を含むものとします。）に関しては、お客様から特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。

(2)特定口座から払出しをした上場株式等の取引等は特定口座の対象とはなりません。

(3)特定口座開設届出書の提出前に当社で利用している投資信託積立取引取扱規定に基づく投資信託の買付けは、お客様がウェブサイト上で特定口座による買付指示を行った場合に限り特定口座を通じて行うものとします。

第6条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。

第7条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）

当社はお客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等を受け入れます。

但し、次の各号に該当する上場株式等でも都合により特定口座に受け入れないことがあります。

①お客様が第2条に定める特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れる上場株式等

②当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等

③お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に係る振替口座簿に引き続き記載若しくは記録がされ、又は当該特定口座に保管の委託がされている上場株式等で、移管により、当社の当該お客様の特定口座に受け入れる上場株式等

④当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得した上場株式等

⑤当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引勘定において行った信用取引により買付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受け入れる上場株式等

⑥特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託もしくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

⑦特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

⑧特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式若しくは出資又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当または剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限り、）により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法に

より行われるもの

⑨特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

⑩特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当または利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該分割承継法人の株式または当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

⑪特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

⑫特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

⑬特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権若しくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの

⑭前各号に掲げるもののほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

第8条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

第9条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等に関する租税特別措置法及び関係政省令に定めるところにより計算した金額、取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第10条（特定口座内保管上場株式等の移管）

お客様が、当社以外の金融商品取引業者等（以下この条において「移管元の金融商品取引業者等」

といたします。)に開設されている特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を当社に開設されている特定口座に第7条(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)第2号に規定する移管をされる場合には、当社は租税特別措置法及び関係政省令に定めるところにより当該移管を行うものといたします。その際、お客様には移管元の金融商品取引業者等に対し、特定口座内保管上場株式等移管依頼書等を提出していただくものといたします。

第11条(贈与、相続又は遺贈による特定口座への移管による受入れ)

お客様との関係で贈与者、被相続人又は包括遺贈者である者が当社又は当社以外の金融商品取引業者等に開設されていた特定口座(以下この条において「相続等口座」といいます。)に係る特定口座内保管上場株式等(以下この条において「相続上場株式等」といいます。)につき、お客様が当社に開設されている特定口座に第7条(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)第3号に規定する上場株式等の移管による受入れをされる場合には、当社は租税特別措置法及び関係政省令に定めるところにより当該移管による受入れを行うものといたします。その際、お客様には相続等口座が開設されている当社又は他の金融商品取引業者等に対し、相続上場株式等移管依頼書等を提出していただくものといたします。

第12条(特定口座内保管上場株式の株券貸借取引)

- (1)お客様は、当社が別に定める最新の契約条件に同意する場合は、特定口座内保管上場株式を当社に貸し出すことができますものとします。
- (2)お客様が、特定口座内保管上場株式を当社に貸し出す場合には、お客様の特定口座から株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により当社の自己口に振り替えるものとします。
- (3)当社が、お客様より借入れた特定口座内保管上場株式と同種、同等、同量の株券をお客様の特定口座に返還する場合には、そのすべてを当社の自己口から「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により行うものとします。

第13条(特定口座年間取引報告書の送付)

- (1)当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項及び第8項に定めるところにより、その年中にお客様が当社の特定口座において取引された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額その他所定の事項を記載した特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。
- (2)特定口座の廃止によりこの契約が解除されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。
- (3)当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。
- (4)当社は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付いたします。
- (5)前2項に規定する報告書については、書面による交付に代えて電子情報処理組織を使用する方

法により提供することがあります。

第13条の2（特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

第14条（届出事項の変更）

第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様のご氏名又はご住所に変更があったときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当社に提出していただきます。その際、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提出し、確認を受けていただくものといたします。

第15条（特定保管勘定又は特定信用取引等勘定の廃止）

お客様は、特定口座に設定されている特定保管勘定又は特定信用取引等勘定のいずれか一方のみを廃止することはできないものといたします。

第16条（特定口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものといたします。

- ①お客様から解約のお申出があった場合。この場合、お客様には租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項の規定に基づき特定口座廃止届出書を当社に提出していただきます。
- ②お客様が、海外転勤等により出国（所得税法第2条第1項第42項に規定する出国をいいます。）され、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合。この場合、お客様から当社に、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に基づき、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が提出されたものとみなされ、同条第2項の規定が適用されます。
- ③やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
- ④租税特別措置法施行令第25条の10の8の規定に基づき特定口座開設者死亡届出書が提出され、相続又は遺贈の手続きが完了した場合

第17条（出国口座等）

(1)前条（特定口座の廃止）第2号に該当することとなるお客様は、所定の要件を満たす場合に限り、出国前に当社に開設された特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録され、又は保管の委託をされていた上場株式等のすべてにつき、出国後引き続き当社に開設されている出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をすることにより、帰国後に当社に再び開設される特定口座に該当上場株式等を移管することができます。

(2)前項に定める取扱いを希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当社に提出し、

かつ、帰国後に特定口座開設届出書及び出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出することが必要となります。

第18条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令・諸規則等及び当社の定めに従って、取り扱うものといたします。

第19条（免責事項）

お客様が第15条の変更手続を怠ったことその他の当社の責に帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責を負わないものといたします。

第20条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、金融商品取引所及び日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める事由が生じた場合に変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の特権を制限する、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

第21条（合意管轄）

お客様と当社の間この契約に関する訴訟については、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所といたします。

附則

（特定公社債等の特定口座への受入れに関する経過措置）

第1条 当社は、特定公社債等の特定口座への受入れに関して、2015年11月19日にお客様へのご案内をいたしました。2015年12月の当社所定の日までに特段のお申出がない場合には、租税特別措置法（平成25年附則）第44条第2項に基づき、2016年1月1日において有する上場株式等（特定公社債等に該当するものに限る。）のうち同項1号に掲げる特定取得上場株式等及び同項2号に掲げる一般取得上場株式等については、租税特別措置法施行令（平成25年政令第169号）附則第7条第5項に基づく依頼があったものとして取り扱い、特定口座へ受入れるものといたします。但し、当該受入れの対象は、本約款第7条に定められる上場株式等に限りません。

第2条 前項の定めにかかわらず、当社においてその取得日、取得価額等の管理がなされていないものは、前各項に定める特定口座への受入れの対象とはなりません。

第3条 2016年1月1日に当社に開設されている特定口座への受入れがされるものとして確定している日々決算型投資信託の受益権を有するお客様の場合、同日前に取得の約定をし、同日以後に受渡しがなされる日々決算型投資信託の受益権の取得は、特定口座約款第5条第1項の規定にかかわらず、すべて租税特別措置法施行令（平成25年政令第169号）附則第7条第5項に基づく依頼があったものとして、特定口座へ受入れるものとします。

第4条 2016年1月1日に当社に開設されている特定口座への受入れがされるものとして確定している特定公社債等につき、お客様が同日前に約定し、同日以後に譲渡をされる場合には、前各号の規定にかかわらず、当該銘柄の全数量が特定口座への受入の対象とはなりません。但し、当該銘柄が日々決算型投資信託の場合には、約定数量のみを受入れの対象から除外し、その他は特定口座に受入れいたします。

以上

(2020年10月1日)